平成２９年２月２７日付け諮問第２号
「公平負担徹底のあり方について」
答申　参考資料

平成２９年９月１２日
ＮＨＫ受信料制度等検討委員会

※特に注記がない場合、平成２９年８月末時点の事実に基づく。

目次

1.諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって　3
- ⅰ.公平負担に関するＮＨＫの現状　4
- ⅱ.社会経済状況の変化　6
- ⅲ.海外公共放送の取り組み　7
- ⅳ.公平負担に関するＮＨＫの困難性と対応イメージ　9

2.「居住情報の利活用制度」について　10
- ⅰ.海外公共放送の取り組み　11
- ⅱ.公平負担に関するＮＨＫの現状　12
- ⅲ.公平負担に関するＮＨＫの困難性と対応イメージ　13

3.「受信設備の設置状況の確認制度」について　14
- ⅰ.海外公共放送の取り組み　15
- ⅱ.公平負担に関するＮＨＫの困難性と対応イメージ　16

4.「不払い等を抑止する制度」について　17
- ⅰ.海外公共放送の取り組み　18

1.諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって

- ⅰ.公平負担に関するＮＨＫの現状　4
- ⅱ.社会経済状況の変化　6
- ⅲ.海外公共放送の取り組み　7
- ⅳ.公平負担に関するＮＨＫの困難性と対応イメージ　9

1.諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって

ｉ.公平負担に関するＮＨＫの現状

・契約収納活動の流れ

ＮＨＫの契約収納活動においては、契約の有無の点検に始まり、受信機の設置の確認や受信契約の締結、最終的には受信料の収納に至るまで、いくつかのプロセスを経る必要がある。

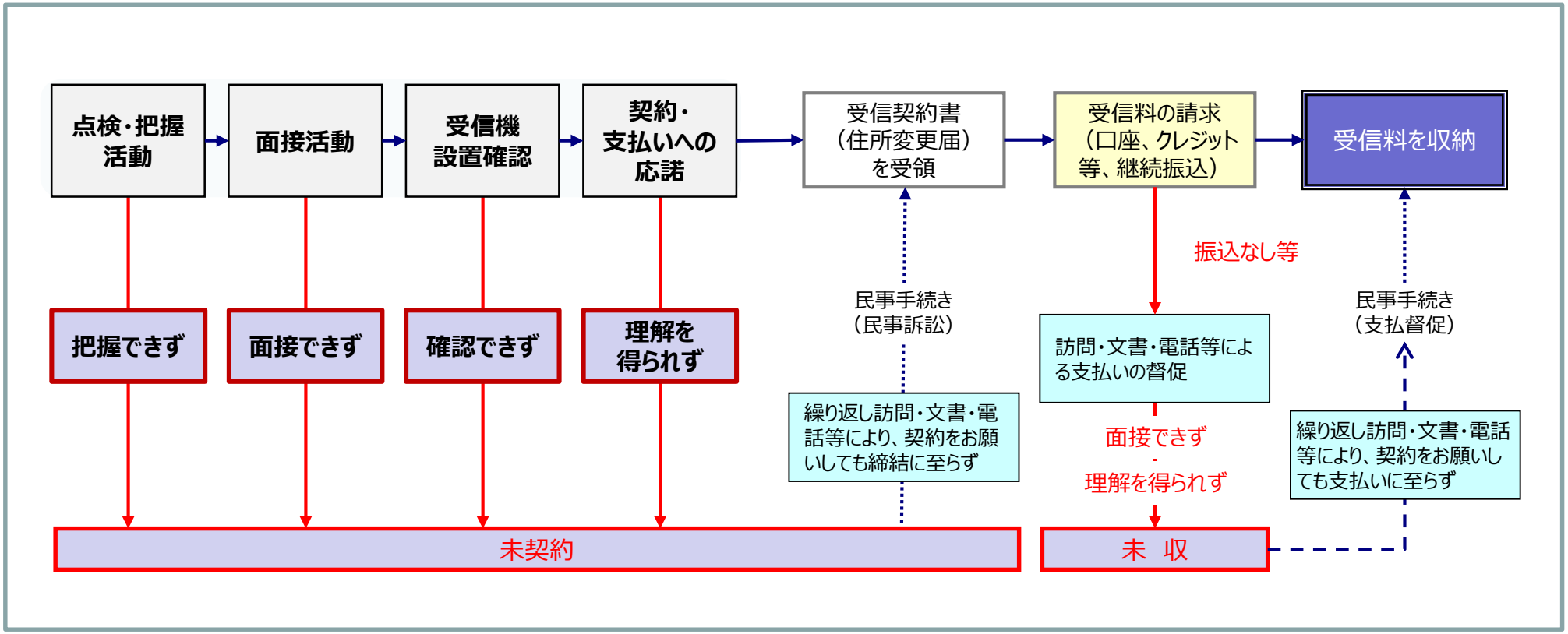

1.諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって

ｉ.公平負担に関するＮＨＫの現状

・自主申出の状況

放送法で受信契約の締結義務を、受信規約で受信契約の届出義務を規定しているが、実効上、自主的な契約の申し出の割合は限定的。現実として、訪問巡回型による営業活動が必要な状況となっている。

受信契約に関する届出方法の内訳

※平成27年度

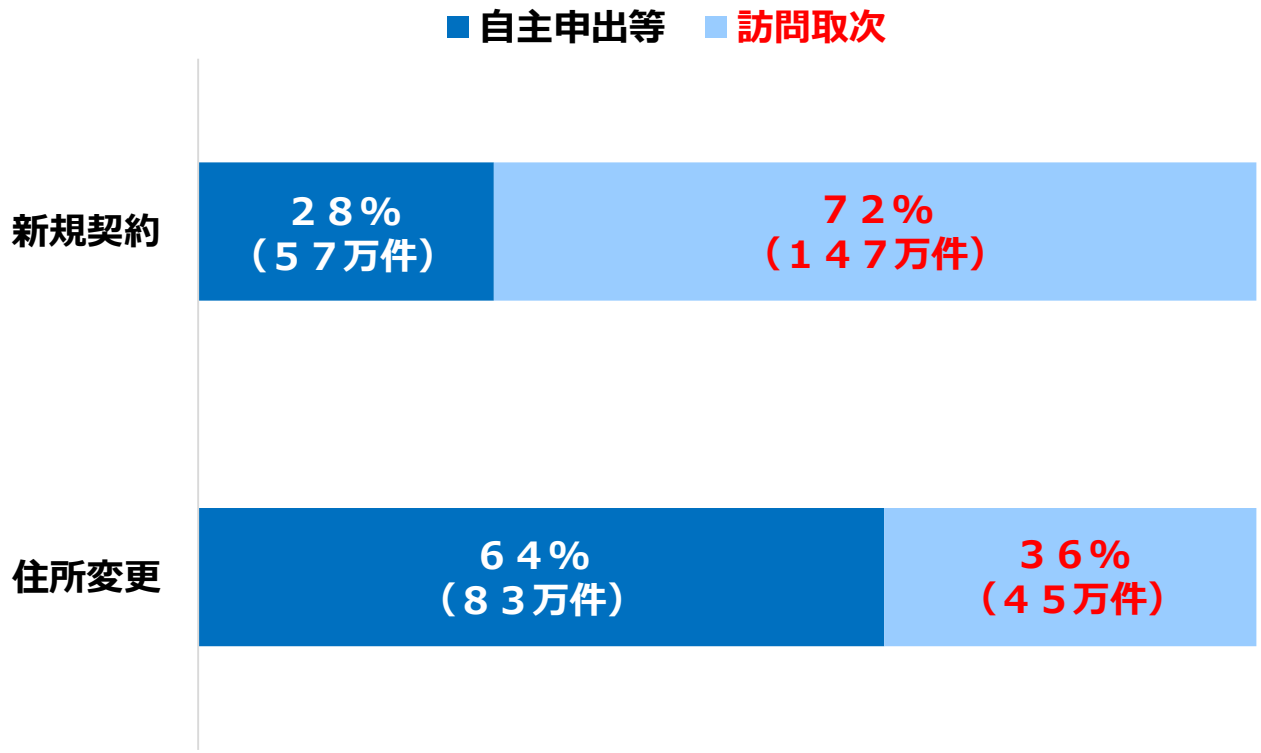

1.諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって

ii.社会経済状況の変化

・オートロック式共同住宅の割合推移

住宅の建物数全体が増加傾向にある一方、近年、オートロック式共同住宅数の建物数およびその割合も増加しつつある。

住宅総数およびオートロック式共同住宅数と割合の推移（1978～2013年）

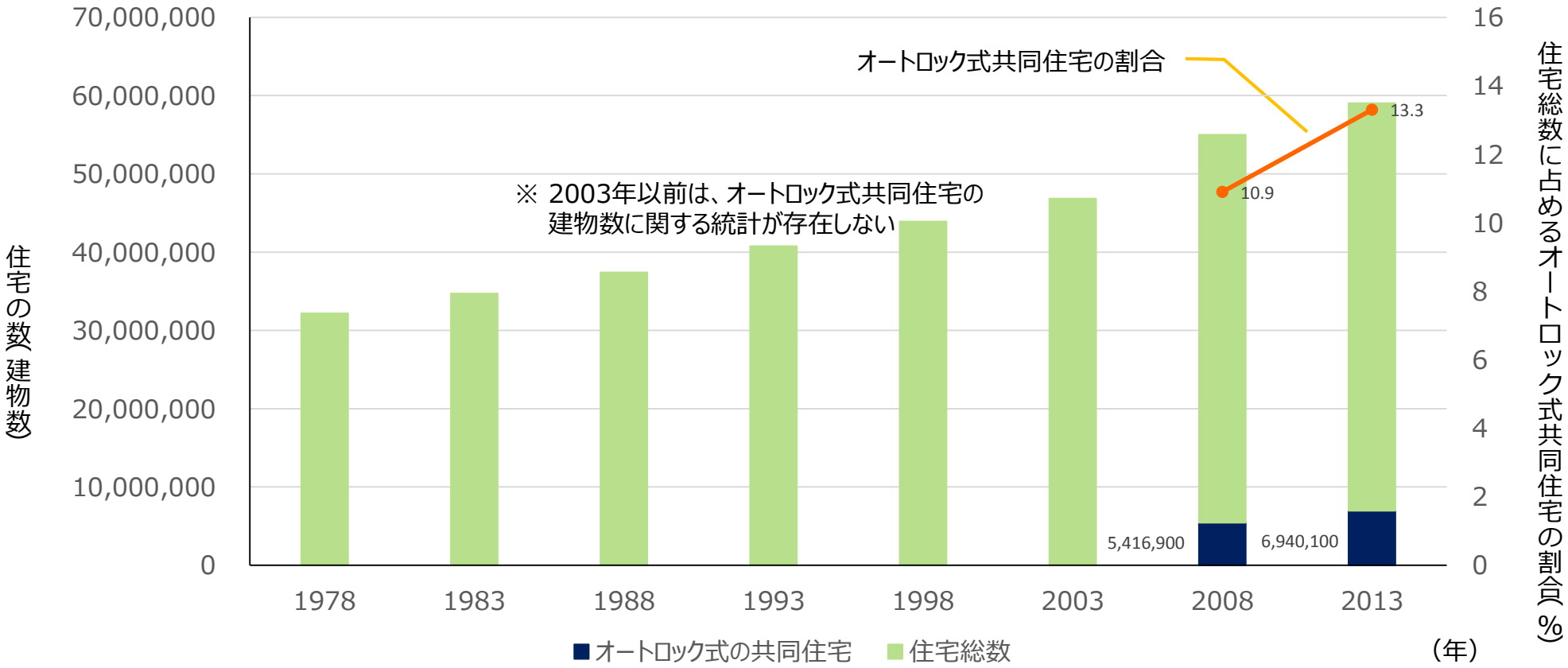

（注1）住宅総数・オートロック式の共同住宅とも、居住世帯のない建物は除外している
（注2）オートロック式の共同住宅に関しては、正確には、オートロック式の非木造の共同住宅数である
（注3）「オートロック式」に関しては、「建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには，鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要があるもの」と定義されている

出所：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

1.諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって

iii.海外公共放送の取り組み

・海外公共放送の料金制度

	放送機関	主な財源*1	収納者・収納制度	支払義務	料金年額*2	支払率*3
イギリス	BBC	受信許可料 (76.4%) 各種販売収入等(22.8%) 政府交付金等 (0.8%)	TV Licensing が収納	有 (Communi-cations Act 2003で規定)	ﾃﾚﾋﾞ(ｶﾗｰ) 147.0 ﾎﾟﾝﾄﾞ <20,764円> ﾃﾚﾋﾞ(ﾓﾉｸﾛ) 49.5 ﾎﾟﾝﾄﾞ < 6,992円>	約94% (2016年)
フランス	France Télé-visions 等5機関	公共放送負担税(82.6%) 広告放送収入等(12.0%) その他 (5.4%)	税務当局が住居税と一括収納	有 (租税一般法典で規定)	ﾃﾚﾋﾞ(本土) 138 ﾕｰﾛ <16,530円> ﾃﾚﾋﾞ(海外県) 88 ﾕｰﾛ <10,541円>	約99% (2014年)
ドイツ	ARD、ZDF、DLR	放送負担金 (85.6%) 広告放送収入等(2.3%) 各種販売収入等(12.1%) ※ARDの内訳	徴収機関「負担金サービス」が収納	有 (放送負担金州間協定で規定)	(受信設備の有無によらず) 210ﾕｰﾛ <25,154円>	約97% (2015年)
イタリア	RAI	受信料 (72.7%) 広告放送収入 (23.4%) その他 (3.9%)	電力会社が電力料金と一括収納	有 (1938年2月21日付暫定勅令第246号で規定)	ﾃﾚﾋﾞ 90ﾕｰﾛ <10,780円>	約96% (2016年見込み)
韓国	KBS	受信料 (41.3%) 広告放送収入 (27.4%) 副次収入等 (31.3%)	電力会社が電力料金と一括収納	有 (放送法で規定)	ﾃﾚﾋﾞ 30,000ｳｫﾝ <2,970円>	100% (2012年)

*1 ドイツは2014年、イギリス、フランス、イタリア、韓国は2016年。各放送機関の年次報告書等を参照
*2 全て2017年４月現在。為替レートは2017年４月分日本銀行報告省令レート
*3 常時同時配信に関する支払率ではなく受信許可料・負担金等の全体の支払率。一部推計。収納者の年次報告書等を参照
出所：各放送機関のウェブサイト等より

1.諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって
ⅲ.海外公共放送の取り組み
・海外公共放送とＮＨＫの支払率・営業経費率推移比較

海外の公共放送の支払率は概ね高い水準で推移している。イタリアでは受信機未設置申告制度等の導入により、2016年の支払率はイギリスやドイツなどの水準に達する見通し。

営業経費率（収納経費額の収入に対する割合）は、制度が異なることもあり、一概に比較はできないが、収納活動の進め方の違いも背景に、ＮＨＫに比べて低い数値となっている。

海外の公共放送およびＮＨＫの支払率

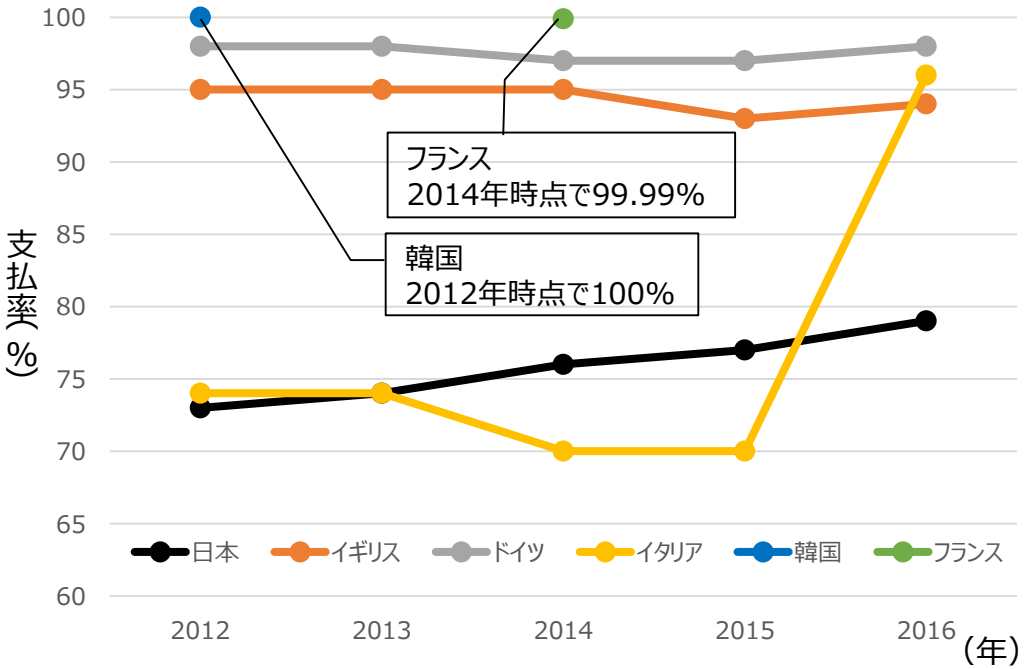

海外の公共放送およびＮＨＫの営業経費率

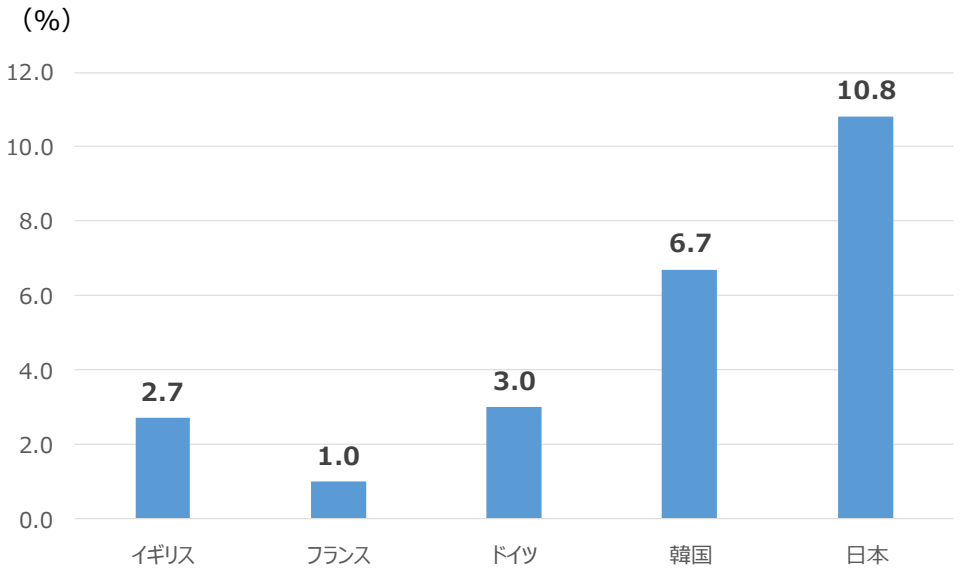

（注1）イギリスに関しては、2013年以降、受信許可料の収納を行っているTV Licensingが公開している支払率は、"94-95%"という公開の仕方になっている。また、2015年は、英国の視聴率調査機関BARBによる「TV保有世帯」の定義が変わった（TV番組受信の方法を明示できないがTVを保有しているとした世帯を「TV保有世帯」にカウントするようになった等）ことで「TV保有世帯」総数が増え、支払率が下がったとしている
（注2）ドイツは、未払率から引き算して算定している。2016年は計画値
（注3）イタリアは、未払率から引き算して算定している。2016年の数値は受信料収納を担う歳入庁長官の発言として、2017年2月10日に報道された数値を活用

出所:TV Licensing annual review、KEF報告書、RAI年次報告書等より

（注4）イギリスは2015年度、フランス・ドイツは2014年度、韓国は2012年度、日本は平成28年度のデータ
（注5）イタリアは未公開

出所:ＮＨＫ独自調査より

現行受信料制度のもとで行う契約収納活動においては、主に「把握」「面接」「確認」「応諾」の４つの困難性が存在する。

	点検・把握活動 →	面接活動（コンタクト） →	受信設備の設置確認 →	契約・支払いへの応諾
困難性	**把握の困難性** １軒１軒訪問して居住の有無等について確認すること**（巡回訪問による確認）が必要**となるなど、**受信契約の対象者を把握することの困難性**	**面接の困難性** オートロック式共同住宅の増加や在宅時間の深夜化等、住環境・生活時間帯の変化を背景とした、**面接することの困難性**	**確認の困難性** 受信設備（衛星受信設備を含む）の設置を視聴者の申告に基づいて**確実に確認することの困難性**	**応諾の困難性** 説明を尽くしても、受信契約の締結や受信料の支払いについて、**応諾を得ることの困難性**
平成27年度実績値	**年間訪問件数** **1.4億回**	**面接率** **(面接数／訪問数)** **15%**		**契約率** **(契約数／訪問数)** **2%**

2.「居住情報の利活用制度」について

- ⅰ.海外公共放送の取り組み　11
- ⅱ.公平負担に関するＮＨＫの現状　12
- ⅲ.公平負担に関するＮＨＫの困難性と対応イメージ　13

2.「居住情報の利活用制度」について

ｉ.海外公共放送の取り組み

・居住情報の利活用

海外の公共放送でも外部情報を何らかの形で活用しており、法律等に活用可能であることが定められている。
活用している情報は、住民情報や販売・加入者情報などさまざまである。

	活用情報	根拠規定	備考
イギリス	郵便局の住所情報	なし	電器店からの法定通報義務は2013年に廃止
フランス	住居税支払者情報（住居税との一括収納） 衛星放送事業者などの加入者情報*1 電器店の販売情報（電器店に通報義務あり）	租税一般法典等	加入者情報は税務当局の照会に応じて情報提供 （不正確もしくは欠如している情報ごとに 15ユーロの罰金）
ドイツ	住民登録情報	放送負担金州間協定	―
イタリア	電気料金支払者情報 （電気料金との一括収納）	2015年12月28日法律208号*2	電気料金との一括収納は2016年より開始
韓国	電気料金支払者情報 （電気料金との一括収納）	放送法*3	電気料金との一括収納は1994年より開始
【参考】 日本	住民票除票情報等、一般制度の範囲内で 入手可能な情報	住民基本台帳法 不動産登記法	―

*1 衛星放送事業者のほか、ケーブルテレビ等の有料テレビの加入者情報
*2 通称2016年予算安定法。受信料の法的根拠となっている1938年２月21日付暫定勅令第246号の改正として、受信料が電気料金と一括で収納されることが規定された
*3 放送法ではKBSが指定する者に受信料収納業務を委託できることが規定されているだけであり、電力事業者（KEPCO）への委託や、電力料金支払者情報の活用に関して規定されているわけではない
出所：各国政府のウェブサイト等より

住民票調査による住所変更手続き

契約者の移転先が不明となった場合、住民票（除票）により新住所を確認し、住所変更の手続きを実施

住民票（除票）活用イメージ

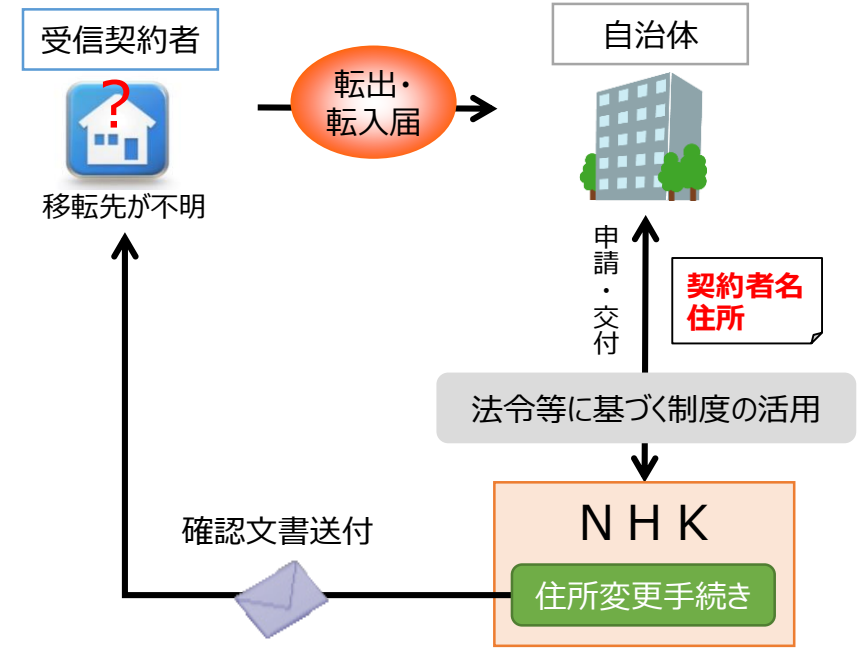

住民票除票情報は、債権の請求を目的とする場合にのみ活用可能なため、未契約者の情報を確認することはできない

不動産登記を活用したﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ対策

法令等に基づく制度を活用し、分譲物件において、契約が確認できない居室分について、法務局に不動産登記情報（所有者名）を申請→取得した所有者名を付して、契約依頼文書を郵送

不動産登記情報活用イメージ

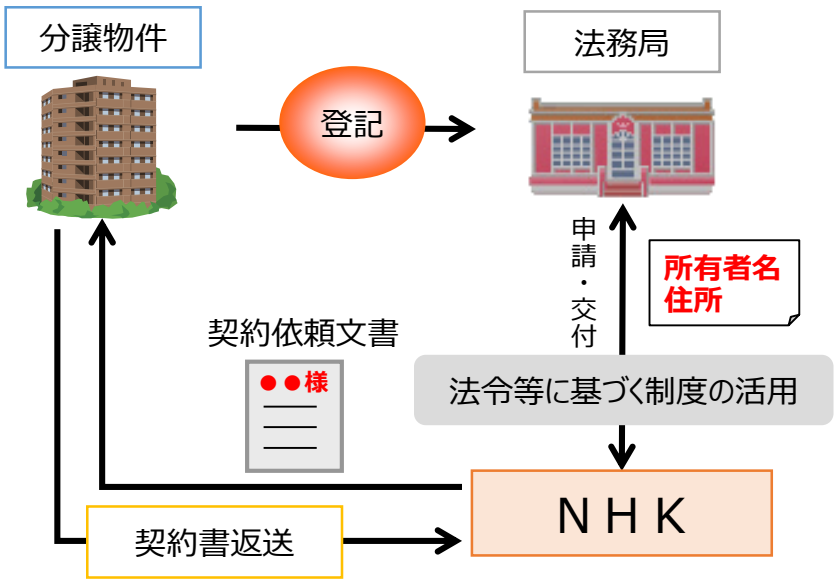

不動産登記情報は、分譲物件にのみ活用可能なため、賃貸物件を把握することはできず、登記者と居住者が異なるケースも多い

2.「居住情報の利活用制度」について

ⅲ.公平負担に関するＮＨＫの困難性と対応イメージ

・制度活用による契約収納活動イメージ

巡回訪問型活動イメージ（現行）

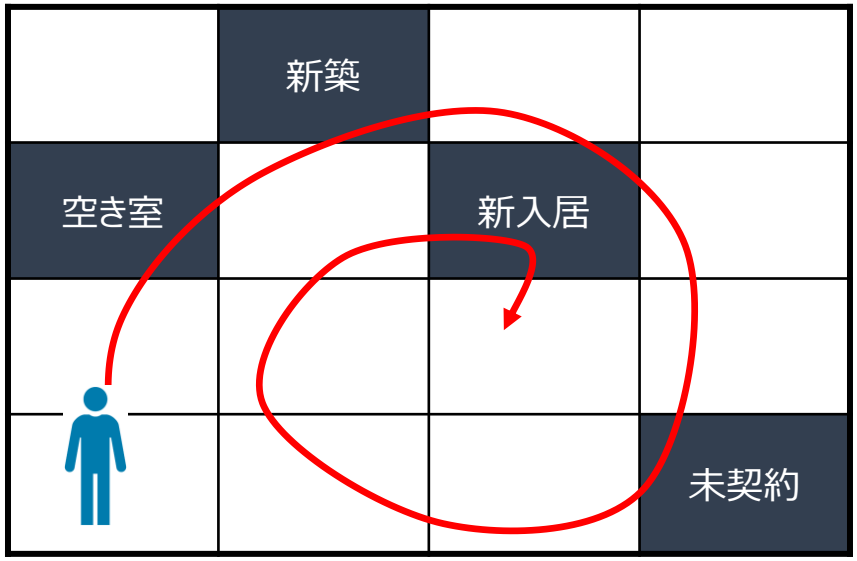

居住情報利活用イメージ

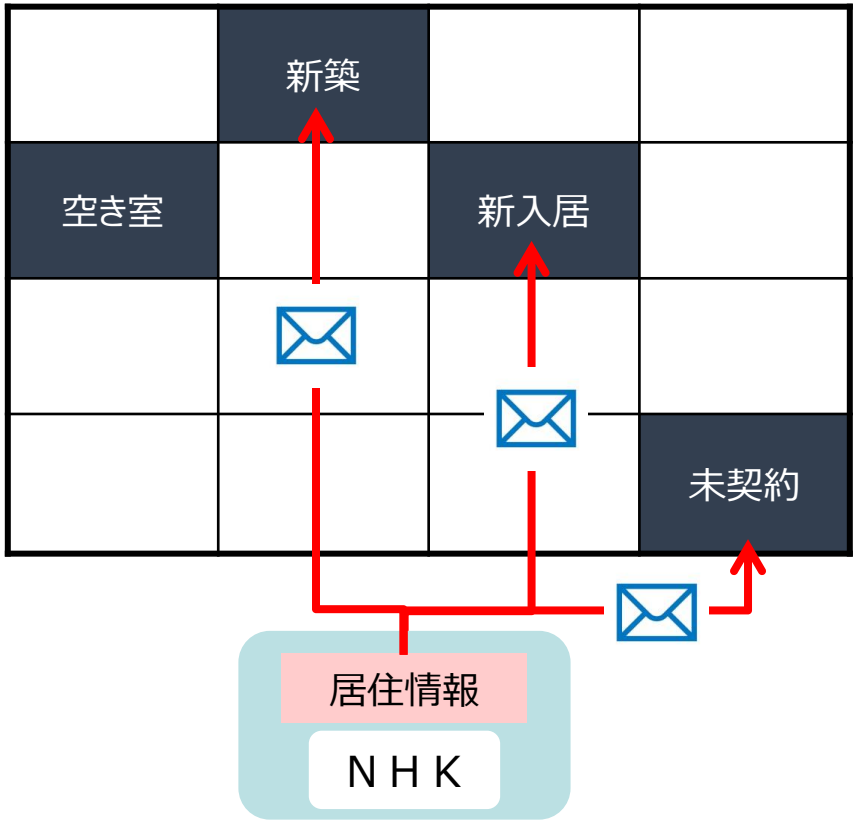

居住情報が利活用できないため、
巡回訪問による点検・把握・契約勧奨活動が必要

訪問による契約勧奨を受けることになる

居住情報を利活用することで、契約が確認できない
家屋に対し、郵送による契約案内が可能

訪問を受けることなく、契約手続きが簡便に行える

3.「受信設備の設置状況の確認制度」について

- ｉ.海外公共放送の取り組み　15
- ⅱ.公平負担に関するＮＨＫの困難性と対応イメージ　16

3.「受信設備の設置状況の確認制度」について

ｉ.海外公共放送の取り組み

・未設置申告

海外の公共放送において、フランス・イタリア・韓国では「テレビを設置していない」旨を申告させる仕組みが実施されている。

	テレビ未設置申告の有無	仕組みの詳細	根拠規定	虚偽申告への罰則
イギリス	無	※設置した場合にTV Licensingに伝え、受信許可料を支払う		
フランス	有	テレビの未設置者は所定のフォーマットで申告する必要がある（所得申告書に、テレビ未設置に関する申告欄あり）	租税一般法典	虚偽申告には150ユーロの罰金
ドイツ	無	※各種端末所有の有無にかかわらず全世帯一律で収納される放送負担金制度であるため、未設置申告の必要なし		
イタリア	有	テレビの未設置者は所定のフォーマットで申告する必要がある（未設置申告専用の申告書あり。また、同申告書では、歳入庁による個人情報取り扱いに関する詳細な説明を記載）	2015年12月28日法律208号等*1	虚偽申告には刑事罰
韓国	有	電力使用申込時等にテレビ未設置を申告させるオプトアウト形式で運用している	（制度的に明記されていない）	ー

*1 通称2016年予算安定法。受信料の法的根拠となっている1938年２月21日付暫定勅令第246号の改正として、テレビの未設置者は所定のフォーマットで申告する必要があることが規定された。また、虚偽申告に対する刑事罰は別途、刑法で規定されている

出所：各国政府のウェブサイト等より

受信設備の設置確認イメージ（現行）

面接による受信設備の設置確認

訪問等による受信設備の設置確認を
受けることになる

「受信設備の設置状況の確認制度」活用イメージ

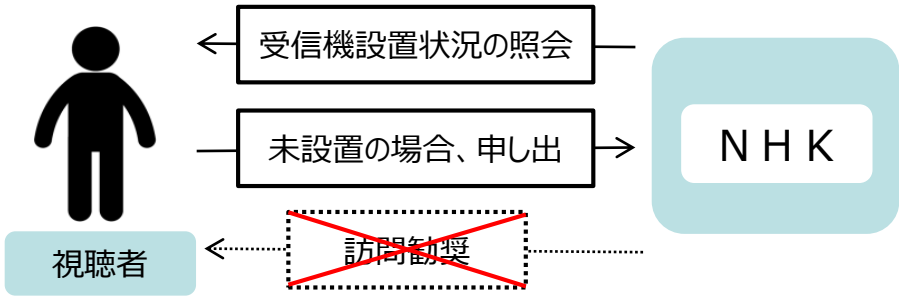

未設置の申し出等による受信設備の設置確認

申し出により訪問等による受信設備の設置確認を
受けることがなくなる

4.「不払い等を抑止する制度」について

- ｉ.海外公共放送の取り組み

4.「不払い等を抑止する制度」について

ｉ.海外公共放送の取り組み

・罰則等

受信料にあたる料金の不払いに対しては、法定の罰則等も存在している。罰則等の種類は国によって異なる。

	放送機関	支払義務		罰則等		
			根拠規定		内容	根拠規定
イギリス	BBC	有	Communications Act 2003	有	• 無許可受信者は1,000ポンド以下の罰金刑 • 罰金未納の場合は刑務所収監（28日以下）	Communications Act 2003
フランス	France Télé-visions 等5機関	有	租税一般法典	有	• 受信機の未設置の虚偽申告を行った場合、150ユーロの罰金 • 未収者には税務当局が強制徴収（差押え等）	租税一般法典
ドイツ	ARD、ZDF、DLR	有	放送負担金州間協定	有	• １か月を超える届出遅滞および６か月以上の滞納等に対しては1,000ユーロ以下の罰金 • 滞納者に対しては強制執行も実施	放送負担金州間協定
イタリア	RAI	有	1938年2月21日付暫定勅令第246号	有	• 受信機の未設置の虚偽申告を行った場合、刑事罰 • 不払いの場合は行政罰（30%の課徴金）	2015年12月28日法律208号等
韓国	KBS	有	放送法	有	• 未登録者には１年分の受信料に相当する追徴金 • 滞納者に対しては、受信料の５%を追徴 • 追徴金等の滞納の場合は承認を得て国税滞納処分の例に従い徴収	放送法